

第 1 5 7 期 定 時 株 主 総 会 資 料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく)
(書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

主要な事業内容

主要な借入先

会社の新株予約権等に関する事項

会計監査人の状況

執行役の職務の執行が法令及び定款に

適合することを確保するための体制

その他業務の適正を確保するための体制

執行役の職務の執行が法令及び定款に

適合することを確保するための体制

その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

第157期 (2024年4月1日～2025年3月31日)

川崎汽船株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

主要な事業内容（2025年3月31日現在）

ドライバルクセグメント	ドライバルク事業
エネルギー資源セグメント	液化天然ガス輸送船事業・電力事業・油槽船事業・海洋事業・カーボンソリューション事業
製品物流セグメント	自動車船事業、物流事業、近海・内航事業、コンテナ船事業
その他	船舶管理業、旅行代理店業、不動産賃貸・管理業等

主要な借入先（2025年3月31日現在）

借入先	借入金残高 億円
株式会社みずほ銀行	740
株式会社日本政策投資銀行	508
三井住友信託銀行株式会社	352
農林中央金庫	254
信金中央金庫	134

会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項目	支払額
① 当社が支払うべき会計監査人の報酬等	109百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	172百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額については区分して記載していません。

なお、当社の重要な子会社等のうち“K” LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED、“K” Line European Sea Highway Services GmbH、“K” LINE LNG SHIPPING (UK) LIMITED、“K” LINE PTE LTD、OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.の計算関係書類の監査は、当社の会計監査人以外の監査法人が行っています。

(3) 会計監査人の報酬等の額に同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行い審議したうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行いました。

なお、2025年3月28日開催の臨時株主総会において指名委員会等設置会社への機関設計の移行が決議されたことによって、監査役会は監査委員会に業務を引き継いでおります。

(4) 会計監査人が行った非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）の内容

当社は、会計監査人に対して、社債発行にかかるコンフォートレター作成業務についての対価を支払いました。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、執行役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するために必要なものとして法令等で定める体制の整備に引き続き取り組んでまいります。

具体的には、取締役会が内部統制システムを整備し、有効性を評価し、その機能を確保していく責務を負っていくこととしています。

以下のような体制を構築していますが、不断の見直しにより内部統制の実効性を高めるよう、今後も必要に応じて改善を図ります。

- (1) 当社の執行役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「グループ企業行動憲章」及び「川崎汽船企業行動憲章実行要点」を制定し、法令及び企業倫理の遵守（コンプライアンス）を当社グループ企業の行動原則の一つとして掲げています。取締役会はコンプライアンスの社内徹底及びその実現のために実効ある社内体制を整備することを定めており、当社は以下を継続して実行しています。

- ① 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「取締役会規則」及び「決裁基準規程」に基づき、執行役の権限を明確にし担当業務を積極かつ誠実に遂行するとともに、取締役会に対してその職務の執行状況を報告するものとしています。
- ② 執行役員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、執行役員が遵守すべき事項を「執行役員規則」に規定するとともに、執行の委任を受けた担当業務を積極かつ誠実に遂行するものとしています。
- ③ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「就業規則」等の社内規則を整備しています。
- ④ 内部監査グループは、内部統制システムの監視・検証を通じて、その整備、維持、向上に関する取締役会、執行役及び執行役員の責務遂行を支援しています。
- ⑤ 代表執行役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図っています。
- ⑥ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実を早期に認識し適切に対応するため、「ホットライン制度」と称する内部通報制度を設けています。通報窓口は社内窓口に加えて、外部窓口として弁護士事務所を指定しています。この制度は「ホットライン制度規程」に基づき運用されるものとしています。

- (2) 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、「取締役会規則」、「文書規程」に基づき、定められた保存期間中、検索性の高い状態で適切に管理され、常時閲覧可能な状態を維持しています。

- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務執行に係る危険（リスク）として以下を認識し、その把握と管理、個々のリスクについての対応体制を整備しています。

- －船舶の安全運航に係るリスク（海洋汚染含む）
- －大災害等に係るリスク
- －コンプライアンスに係るリスク

ーその他の経営上のリスク

これらのリスクが顕在化したとき（危機）に企業の社会的責任を果たし得よう、「危機管理規程」を定め、危機・リスク管理体制を構築しています。上記のリスクそれぞれに対応する委員会を設置するとともに、この4委員会を束ね、危機・リスク管理活動全体を掌握・推進する組織として、危機管理委員会を設置しています。

委員会名	機能
危機管理委員会	危機・リスク管理活動全体の統括
安全運航推進委員会	当社運航船舶の安全対策、船舶事故（海洋汚染含む）の予防及び発生時の対応
災害対策委員会	大災害への平時の準備及び発生時の対応
コンプライアンス委員会	コンプライアンス上の問題に対応
経営リスク委員会	その他の経営上のリスク対応

(4) 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、指名委員会等設置会社として執行役を選任するとともに、取締役会から執行役への大幅な権限委譲により職務執行の意思決定が迅速になされるよう図っています。

〔取締役会〕取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他の重要事項を決定するとともに、取締役・執行役・執行役員の職務執行を監督する機関であり、原則として、毎月1回開催します。

なお、取締役会の書面決議制度を導入し、機動的な取締役会運営を図ることを可能としています。

〔経営会議〕代表執行役社長、その他執行役、専務執行役員以上及び経営企画、財務担当、経理担当執行役員等が出席する経営会議を原則として毎週開催し、自由な議論を通して代表執行役社長又はその代行者の意思決定に資する体制を整備しています。

(5) 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の子会社（以下「グループ会社」という）における業務の適正を確保するため、当社グループ全体に適用する行動指針として、「グループ企業行動憲章」を定め、これを基礎として当社グループ各社で諸規則を定めています。さらに当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社の独立性を尊重しつつ、各社の内部統制システムの構築及び有効な運用を支援、管理し、当社グループ全体の業務の適正を確保しています。

① グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社に対し重要事項等を当社所管部署に報告させています。また、当社は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する事実が発生した場合には、各社のホットライン制度に加え当社ホットライン窓口への通報も可能としています。さらに当社は、「グループ経営協議会」を開催し、グループ会社との間で情報交換を行っています。

② グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ会社は、それぞれの規模、特性に応じ自立的に危機管理体制を整備しています。当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社に対し、各社の特性に応じた業務執行の危険（リスク）について当社への報告を義務付けており、危機管理委員会等において対応することとしています。

③ グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ会社は、原則として自立的に経営を行っています。当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社の一定の重要事項については、承認、協議又は報告を要するものとしています。

- ④ グループ会社の取締役等及び従業員の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は「グループ企業行動憲章」を制定し、これをグループ会社に遵守させると同時に、各社の特性に応じて独自の「企業行動憲章実行要点」を制定させ、その内容の確認を行っています。

また、当社は、内部監査グループ等によりグループ会社の内部統制システムの整備及び遵守状況をモニタリングしています。

- (6) 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
当社は、「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査委員会の職務を補助すべき使用人（補助使用人）を任命し、監査委員会の指揮命令下で監査委員会の職務を補助する業務に従事させています。
- (7) 補助使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項
当社は、「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、会社は監査委員会の意見・評価を尊重して補助使用人の業績評価を行い、補助使用人の任命、異動については監査委員会の事前同意を得ることとしています。
- (8) 当社の監査委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、補助使用人からの資料請求、報告要求があったときは、速やかに資料提出、報告を行っています。
- (9) 当社の取締役（監査委員である取締役を除く）・執行役・執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制その他当社の監査委員への報告に関する体制
当社の取締役（監査委員である取締役を除く）・執行役・執行役員及び従業員は、「監査委員会への報告体制等に関する規程」に基づき、取締役会、監査委員会及びその他の重要な会議の場で、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに担当業務の執行状況の報告を監査委員会に対して随時行うとともに、コンプライアンス上の問題その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、これを速やかに監査委員に報告することとしています。執行役は、監査委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに適切な報告を行うこととしています。さらに、内部監査グループは、自ら実施する監査について監査委員会に適宜報告を行うとともに、監査委員会の求めに応じて追加監査を実施するものとしています。
グループ会社の取締役・監査役及び従業員は、「関係会社業務処理規程」により、コンプライアンス上の問題その他所定の重要事項について当社の所定部署に報告を行い、当該所定部署が必要に応じ、当社の監査委員会に報告できるものとしています。
また、当社は、「グループ会社監査役連絡会」を開催し、情報の共有に努めています。
- (10) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、「監査委員会への報告体制等に関する規程」及び「関係会社業務処理規程」において、当社の監査委員会へ報告した当社及びグループ会社の取締役・監査役・執行役・執行役員及び従業員に対して、当社及びグループ会社が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行ってはならないものと定めています。
- (11) 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務

の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還並びに債務の処理を行う方針としており、当該費用の前払い又は償還並びに債務の処理を行っています。

- (12) その他、当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、監査委員会と代表執行役との定期的な会合や内部監査グループとの連携等、監査環境の整備に協力しています。

- (13) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制システムの有効性の継続的な評価、改善を実施しています。

- (14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「関係官庁や関係団体と連携し、反社会的勢力の排除に取り組むとともに、被害防止のために全社をあげて法に則して対応する」旨を、「川崎汽船企業行動憲章実行要点」にて行動指針として定めています。

当社は、反社会的勢力の対応部署を定め、平素から警察、専門の顧問弁護士等の外部機関と、反社会的勢力の排除及び一切の関係遮断に向けて連携しながら当社グループにおける反社会的勢力に対する対応を迅速かつ適切に対応できるようにしています。

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

- (1) 当社の執行役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に対する取組みの状況
「グループ企業行動憲章」及び「川崎汽船企業行動憲章実行要点」を周知し、コンプライアンスの社内徹底及びその実現のために実効ある社内体制を整備するための取組みとして、以下を実施しました。
 - ① 2017年1月に制定した「川崎汽船グループ グローバルコンプライアンスポリシー（以下、「グローバルポリシー」という）」は、グローバルなレベルでのグループコンプライアンス体制を強化するためのもので、当社及びグループ会社役職員に遵守を義務づけています。また、専任部署によるセミナー開催、ガイドブック配布、専門委員会の活動等を通じて、グローバルポリシーが当社及びグループ会社役職員の日常業務の行動指針となるよう取り組んでいます。
 - ② 国内外の競争法コンプライアンスに関して、役職員に対しては独占禁止法遵守規程の遵守を徹底させ、専任部署による継続的な教育・啓蒙活動の推進を通じて競争法に関するコンプライアンスの意識を徹底すべく、更なる強化に取り組んでいます。また、業務監査を実施し、コンプライアンスに向けた施策の実施状況を監視・監督しています。同業他社との接触についても、事前の届出及び承認、内容の記録作成・保存等を厳格に運用しています。
 - ③ 贈収賄防止の実効性を高めるために、グローバルポリシー（反贈収賄法個別ポリシー含む）に基づき、当社は、腐敗のない海運業界を目指した取組みを行っているMaritime Anti-Corruption Network（MACN）のメンバーとして、反腐敗・贈収賄防止の取組みを強化しています。
 - ④ 2019年11月にグローバルポリシー（経済制裁・反マネーロンダリング個別ポリシーの追加）を改正し、当社及びグループ会社役職員に当社グループのビジネスに対して適用される経済制裁規制並びに反マネーロンダリング及びテロ資金供与に関するルールの遵守を徹底しています。
 - ⑤ 当社は、当社及び国内グループ会社の役職員からの内部通報を受け付ける「ホットライン窓口」に加えて、海外グループ会社の役職員からの内部通報を受け付ける「グローバルホットライン窓口」も設置し、国内外にわたる当社グループの事業でのコンプライアンス問題の未然防止とリスクの早期発見及び是正に取り組んでいます。また、通報に関する情報の秘密保持と通報者保護を徹底し、通報者が安心して利用できる体制を整えています。
 - ⑥ 社長が委員長を務めるコンプライアンス委員会を通じて、当社及びグループ会社のコンプライアンスを担保するための方針及びコンプライアンス違反に対する対応措置を審議しています。また、コンプライアンスの最高責任者であるCCO（チーフコンプライアンスオフィサー）のもと、組織全体のコンプライアンス体制を強化しています。
 - ⑦ 毎年11月をコンプライアンス月間と位置づけ、当社及びグループ会社役職員にコンプライアンスの重要性を再認識させるため、社長メッセージを配信するとともに、コンプライアンスeラーニング研修、外部講師を招いたコンプライアンスセミナーを開催しています。また、階層別人事研修の中でコンプライアンス研修を実施し、個別テーマ（インサイダー取引規制、ハラスメント防止等）セミナーも、適宜開催しています。このほかにも、特に注意喚起を要するコンプライアンス関連の重要事項を「コンプライアンス通信」として、適宜配信しています。
- (2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制に対する取組みの状況

危機・リスク管理活動全般を掌握・推進する危機管理委員会を2回開催しました。また、船舶事故発生を想定した訓練である大規模事故対応演習を2024年10月に実施しました。

(3) 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に対する取組みの状況

取締役会は2024年6月21日までは社外取締役5名を含む9名、2025年3月28日までは社外取締役5名を含む取締役8名で、同日以降は社外取締役7名を含む取締役10名で構成され、19回開催しました。当社は2025年3月28日に開催された臨時株主総会において、指名委員会等設置会社に移行いたしました。開催回数は指名委員会等設置会社に移行後の回数も含めたものです。経営の基本方針、法令で定められた事項やその他の経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役・執行役員の職務執行を監督しました。

また、経営会議は代表執行役社長、その他執行役、専務執行役員以上及び経営企画、財務担当、経理担当執行役員等並びに監査役等が出席し、49回開催しました。

新規案件検討時の取組み方針や留意すべき事項を確認し、執行役社長等が重要事項の決定に資するよう協議しました。

(4) 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制に対する取組みの状況

当社は、当社グループ全体に適用する行動指針である「グループ企業行動憲章」に基づき、グループ会社各社に必要な諸規則を定めさせました。さらに、当社は「関係会社業務処理規程」に基づき、グループ会社の独立性を尊重しつつ、各社の内部統制システムの構築及び有効な運用を支援、管理し、当社グループ全体の業務の適正を確保したうえで、以下を実施しました。

①グループ会社の重要事項や事業報告等を当社所管部署に報告させました。また、当社は、「グループ経営協議会」を開催し、グループ会社との間で情報共有をしています。

②グループ会社で発生した業務執行の危険（リスク）を当社に報告させ、コンプライアンス委員会等において対応しています。

③「関係会社業務処理規程」に基づき、グループ会社の一定の重要事項について承認、協議し、又は報告を受けています。

(5) 当社の取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役、執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制その他当社の監査委員への報告に関する体制に対する取組みの状況

当社の取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役、執行役員及び従業員は「監査委員会への報告体制等に関する規程」に基づき、また、グループ会社の取締役、監査役及び従業員は「関係会社業務処理規程」に基づき当社の所定部署を経由して、報告案件に応じて監査委員又は監査委員会に報告する体制を整備しています。また、当社は、「グループ会社監査役連絡会」を開催し、情報共有をしています。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	75,457	29,102	1,233,274	△7,648	1,330,186
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額			△54,550		△54,550
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	75,457	29,102	1,178,723	△7,648	1,275,636
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△69,373		△69,373
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			305,384		305,384
自 己 株 式 の 取 得				△166,130	△166,130
自 己 株 式 の 処 分		0		238	238
自 己 株 式 の 消 却		△0	△165,455	165,455	－
持分法適用会社に対する持分 変動に伴う自己株式の増減				△1	△1
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動		3,392			3,392
土地再評価差額金の取崩			33		33
連結範囲の変動又は持分法 の 適 用 範 囲 の 変 動			△712		△712
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	3,392	69,876	△437	72,831
当 期 末 残 高	75,457	32,495	1,248,600	△8,085	1,348,467

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に 係る調整 累 計 額	そ の 他 の さ 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	13,030	3,076	4,677	240,272	681	261,738	32,674	1,624,600
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額				54,550		54,550		－
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	13,030	3,076	4,677	294,822	681	316,289	32,674	1,624,600
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△69,373
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益								305,384
自 己 株 式 の 取 得								△166,130
自 己 株 式 の 処 分								238
自 己 株 式 の 消 却								－
持分法適用会社に対する持分 変動に伴う自己株式の増減								△1
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動								3,392
土地再評価差額金の取崩								33
連結範囲の変動又は持分法 の 適 用 範 囲 の 変 動								△712
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△39	△9	△100	△17,632	1,459	△16,322	△3,659	△19,982
当 期 変 動 額 合 計	△39	△9	△100	△17,632	1,459	△16,322	△3,659	52,849
当 期 末 残 高	12,991	3,066	4,576	277,190	2,141	299,966	29,015	1,677,449

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 238社

主要な連結子会社の名称は、事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項(6)重要な子会社等の状況」に記載のとおりです。

当連結会計年度から、重要性の観点よりケイライン・ウインド・サービス(株)を含む合計9社を連結の範囲に含め、清算により3社を連結の範囲から除外しています。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社として、千葉港栄(株)があります。

なお、非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数 47社

持分法適用会社のうち非連結子会社数は14社で、主要な会社として芝浦海運(株)があります。関連会社数は33社で、主要な会社としてOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.があります。

当連結会計年度から、重要性の観点より2社を持分法適用の範囲に含め、株式の一部売却により1社を持分法適用の範囲から除外しています。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社（千葉港栄(株)ほか）及び関連会社（防災特殊曳船(株)ほか）はそれぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しています。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち決算日が12月31日の会社は9社あり、これらのうち4社については同日現在の計算書類を使用していますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。また、残りの会社5社については、連結決算日現在で決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としています。その他の連結子会社の決算日は連結決算日と同一となっています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券 : 償却原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

: 時価法（評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

: 主として移動平均法に基づく原価法

②棚卸資産

: 主として移動平均法に基づく原価法（収益性の低下
による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

船舶

: 定額法及び定率法を各船舶に選択適用しています。

その他の有形固定資産

: 主として定率法

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建
物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以後に
取得した建物附属設備及び構築物については、定額
法によっています。

②無形固定資産（リース資産を除く）

: 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内
における利用可能期間（5年）に基づく定額法によ
っています。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

: 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一
の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

: リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定
額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のう
ち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリ
ース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法
に準じた会計処理によっています。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

: 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については
貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権に
ついては個別に回収可能性を勘案して計上していま
す。

②賞与引当金

: 従業員に支給する賞与に備えるため、当連結会計年
度に負担すべき支給見込額を計上しています。

- ③役員賞与引当金 : 役員に支給する賞与に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。
 - ④役員退職慰労引当金 : 役員の退職慰労金の支出に備えるため、一部の連結子会社で、内規に基づく期末要支給額を計上しています。
 - ⑤特別修繕引当金 : 船舶の定期検査工事等の支出に備えるため、当連結会計年度において負担すべき支出見積額を計上しています。
 - ⑥独占禁止法関連損失引当金 : 独占禁止法に関連して提起された損害賠償請求訴訟に係る損失に備えるため、合理的に見積り可能な金額を計上しています。
 - ⑦株式給付引当金 : 役員株式給付規程に基づく取締役、執行役及び執行役員への当社株式の給付等に備えるため、当連結会計年度末において対象者に付与されるポイントに対応する当社株式の価額を見積り計上しています。
 - ⑧備船契約損失引当金 : 貸船料が借船料を下回る契約から生じる可能性のある将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において入手可能な情報に基づき、発生可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて損失見込額を計上しています。
 - ⑨訴訟損失引当金 : 訴訟等に係る損失に備えるため、合理的に見積り可能な金額を計上しています。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
 - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として9年）による定額法等により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしています。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として9年）による定額法等により費用処理しています。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。これにより、航海の経過日数に基づいて海運業収益を認識し、対応する海運業費用を計上しています。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっています。なお、金利スワップ取引のうち特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。また、為替予約取引のうち振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を採用しています。
- (7) 繰延資産の処理方法
社債発行費は、支出時に全額費用として処理しています。

- (8) 船舶建造借入金の支払利息の計上方法
船舶建造借入金の建造期間に係る支払利息については、建造期間が長期にわたる船舶について取得価額に算入しています。
- (9) グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用しています。
- (10) のれんの償却方法及び償却期間
5年間の定額法により償却を行っています。

会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しています。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

（在外子会社等の収益及び費用の本邦通貨への換算方法の変更）

在外子会社等の収益及び費用は、従来、決算日の直物為替相場により円貨に換算していましたが、在外子会社等の重要性が増してきていること、また近年の著しい為替相場の変動を勘案した結果、在外子会社等の業績をより適切に連結計算書類に反映させるため、当連結会計年度の期首から期中平均相場により円貨に換算する方法に変更しています。

当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更による累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されています。この結果、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は54,550百万円減少し、為替換算調整勘定は54,550百万円増加しています。

表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

- (1) 前連結会計年度において、別掲していた「関係会社清算益」(前連結会計年度428百万円)は、重要性がなくなったため、当連結会計年度より「その他特別利益」に含めて表示しています。
- (2) 前連結会計年度において、別掲していた「減損損失」(前連結会計年度258百万円)は、重要性がなくなったため、当連結会計年度より「その他特別損失」に含めて表示しています。
- (3) 前連結会計年度において、「その他特別損失」に含めていた「固定資産除却損」(前連結会計年度34百万円)は、重要性が増したため、当連結会計年度より別掲しています。
- (4) 前連結会計年度において、「その他特別損失」に含めていた「関係会社株式評価損」(前連結会計年度249百万円)は、重要性が増したため、当連結会計年度より別掲しています。

会計上の見積りに関する注記

収益認識における総航海日数の見積り

当社グループでは、運賃額や見積り期間における重要性から、特に重要である連結親会社(川崎汽船株式会社)の外航不定期船(製品物流を除く)の収益に係る進捗度を、重要な会計上の見積りとして判断しています。

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した、当連結会計年度末までに完了していない航海に係る海運業収益及びその他の営業収益の金額
海運業収益及びその他の営業収益 29,058百万円
- (2) その他の情報
 - ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法
当連結会計年度末までに完了していない航海に係る海運業収益は、総運賃額及び航海の進捗度に基づき算定します。航海の進捗度は、見積った総航海日数に対する当連結会計年度末までの経過日数に基づいて算定し、進捗度に応じて収益を認識しています。
 - ②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
航海の進捗度を算定するにあたっての主要な仮定は、総航海日数の見積りです。総航海日数は天候や積揚地の混雑状況等に応じて変動し、当該変動により航海の進捗度に影響を及ぼす可能性があります。
 - ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
主要な仮定である総航海日数の見積りが実績と異なることにより、航海の進捗度が変動し、翌連結会計年度の収益の額が過大又は過少となる可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 受取手形、営業未収金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、当連結注記表の「収益認識に関する注記」に記載しています。
2. その他流動負債のうち、契約負債の金額は、当連結注記表の「収益認識に関する注記」に記載しています。

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

種類

船舶	257,397百万円
投資有価証券	72,739百万円
その他	4,682百万円
合計	334,820百万円

上記投資有価証券72,739百万円については、関係会社等の船舶設備資金調達の担保目的で差し入れたもので、当連結会計年度末現在の対応債務は存在しません。

担保に係る債務

債務区分

短期借入金	35,263百万円
長期借入金	150,118百万円
合計	185,381百万円

4. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	454,694百万円
----------------	------------

5. 偶発債務

保証債務	25,359百万円
追加出資義務等	4,411百万円

6. 土地再評価

当社及び一部の国内連結子会社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

一部の国内持分法適用会社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っています。その結果、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しています。

「土地の再評価に関する法律」第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。ただし、一部土地については、第2条第2号に定める当該事業用土地の近隣の国土利用計画法施行令第7条第1項第1号イに規定する基準地について同令第9条第1項の規定により判定された標準価格に合理的な調整を行って算定する方法、第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法、若しくは第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法によっています。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価

と再評価後の帳簿価額との差額（持分相当額）

△2,610百万円

連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していません。顧客との契約から生じる収益の金額は、当連結注記表の「収益認識に関する注記」に記載しています。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首の株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末の株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	714,728	—	75,556	639,172
合計	714,728	—	75,556	639,172
自己株式				
普通株式	7,773	75,557	75,818	7,511
合計	7,773	75,557	75,818	7,511

(注) 1. 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合の株式分割を実施しています。

2. 株式給付信託 (BBT) に関する株式会社日本カストディ銀行が所有する自己の株式数につき、当連結会計年度期首6,503千株及び当連結会計年度末6,243千株は、自己株式数に含まれています。

3. 普通株式の発行済株式数の減少75,556千株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少です。

4. 普通株式の自己株式数の増加75,557千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加75,556千株等です。

5. 普通株式の自己株式数の減少75,818千株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少75,556千株等です。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	35,680	利益剰余金	150	2024年 3月31日	2024年 6月24日
2024年11月5日 取締役会	普通株式	33,702	利益剰余金	50	2024年 9月30日	2024年 12月3日

(注) 1. 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合の株式分割を実施しています。

2. 2024年6月21日定時株主総会決議による「1株当たり配当額」につきましては、基準日が2024年3月31日であるため、2024年4月1日付の株式分割前の金額を記載しています。

3. 2024年11月5日取締役会決議による「1株当たり配当額」につきましては、基準日が2024年9月30日であるため、2024年4月1日付の株式分割後の金額を記載しています。

4. 2024年6月21日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) の信託財産として株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式に対する配当金325百万円が含まれています。

5. 2024年11月5日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式に対する配当金312百万円が含まれています。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	31,902	利益剰余金	50	2025年 3月31日	2025年 6月23日

(注) 2025年6月20日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式に対する配当金312百万円が含まれています。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しています。一時的な余資は流動性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金を銀行借入により調達しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引を行わない方針です。

将来の運賃・貸船料等の債権は、市況の変動リスクにさらされていますが、運賃先物取引（FFA）を利用してヘッジしています。船舶等の有形固定資産取得のための設備投資資金のうち、外貨建てのものについては、為替変動リスクにさらされていますが、先物為替予約を利用してヘッジしています。また、将来の船舶用燃料油代金等の債務については、価格の変動リスクにさらされていますが、燃料油スワップ取引を利用してヘッジしています。借入金については、主に設備投資のための資金調達であり、このうち一部は支払金利の変動リスクにさらされていますが、金利スワップ取引等を利用してヘッジしています。また将来の外貨建ての債務の為替変動リスクに対して、通貨スワップ取引を利用してヘッジしています。

デリバティブ取引については、取引権限及び限度額等を定めた決裁基準規程及びデリバティブ業務取扱細則に基づき、決裁権限者の承認を得て行っており、取引実績は定期的に執行役員会に報告しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額1,200,690百万円）は、「(1)投資有価証券」に含めていません。また、「現金及び預金」、「受取手形、営業未収金及び契約資産」及び「支払手形及び営業未払金」については現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(※)	時 価(※)	差 額
(1) 投資有価証券			
① 其他有価証券	24,454	24,463	8
② 関係会社株式	4,955	1,168	△3,786
(2) 短期借入金	(51,412)	(51,397)	15
(3) 社債	(14,000)	(13,622)	377
(4) 長期借入金	(229,840)	(229,767)	72
(5) デリバティブ取引	(1,371)	(1,371)	—

(※) 負債に計上されている項目及び純額で債務となった項目（「(5)デリバティブ取引」）については、（ ）で表示しています。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）（※）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	24,421			24,421
デリバティブ取引				
為替予約取引		85		85
運賃先物取引		(83)		(83)
通貨スワップ取引		(1,635)		(1,635)
金利スワップ取引		261		261
燃料油スワップ取引		0		0

（※） 純額で債務となった項目（「運賃先物取引」及び「通貨スワップ取引」）については、（ ）で表示しています。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）（※）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券		41		41
関係会社株式	1,168			1,168
短期借入金		(51,397)		(51,397)
社債		(13,622)		(13,622)
長期借入金		(229,767)		(229,767)

（※） 負債に計上されている項目については、（ ）で表示しています。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及びゴルフ会員権の時価は、取引所の価格によっています。上場株式は、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。ゴルフ会員権は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しています。

短期借入金

短期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。ただし、「短期借入金」の金額に含まれている長期借入金のうち1年以内返済予定額については、下記「長期借入金」に記載の方法により時価を算定しています。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金

長期借入金の時価は、主として元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

デリバティブ取引

為替予約取引、運賃先物取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引及び燃料油スワップ取引の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づいており、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて算定しており、レベル2の時価に分類しています。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	ドライバルク	エネルギー資源	製品物流	その他（注）	合計
売上高					
顧客との契約から生じる収益	316,632	98,036	610,123	10,688	1,035,481
その他の収益	5,724	3,880	2,734	124	12,463
外部顧客への売上高	322,357	101,917	612,857	10,812	1,047,944

(注) 「その他」の区分には、船舶管理業、旅行代理店業及び不動産賃貸・管理業等が含まれています。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財又はサービスの移転と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社グループの事業における、主な履行義務の内容は以下のとおりです。

(1) 運賃

航海傭船契約では、顧客との合意内容に対する理解に基づき、1つの航海単位が1つの履行義務であり、個別の契約であると判断しています。取引価格については、航海ごとの請求額で算定しており、顧客と合意した金額に基づいて履行義務への配分を行います。滞船料及び早出料等の変動対価が含まれています。なお、顧客との契約における対価に変動対価が含まれる場合には、当該変動対価に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めています。

航海はその性質上、企業が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受すると考えられるため、航海の経過日数に伴い充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。進捗度の測定は、見積った総航海日数に対する期末日までに経過した航海日数に基づいて行っています。取引の対価は、主として貨物の積切時に請求し、航海の完了までに大半を受領しますが、変動対価である滞船料及び早出料は港での実際の停泊期間確定後に請求しています。なお、取引の対価に重要な金融要素は含んでいません。

(2) 貸船料

定期傭船契約では、提供したサービスの時間に基づき固定額を請求する契約等、現在までに企業の履行が完了した部分に対する顧客にととの価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有しています。収益認識会計基準適用指針第19項に基づいて、請求する権利を有している金額で収益を認識しています。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	640	692
営業未収金	119,709	102,395
	120,350	103,088
契約資産	9,282	10,829
契約負債	28,297	26,836

当連結会計年度期首の契約負債残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識しています。

履行義務の充足時期と通常の支払い時期については、当連結注記表（収益認識に関する注記）の「2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に記載のとおりです。

契約資産の残高の変動は、主に収益の認識と債権への振替によるものです。また、契約負債の残高の変動は、主に顧客からの対価の前受けと履行義務の充足によるものです。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益に重要性はありません。

なお、前連結会計年度及び当連結会計年度の顧客との契約から生じた債権以外の債権は、その金額に重要性がないため、区分していません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結注記表（収益認識に関する注記）の「2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に記載のとおり、当社グループにおいては、1つの航海単位が1つの履行義務であり、個別の契約であると判断しています。1つの航海は通常1年以内であるため、収益認識会計基準第80-22項（1）の定めを適用し、注記を省略しています。

また、長期の定期傭船契約についても当連結注記表（収益認識に関する注記）の「2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に記載のとおり、履行義務の充足から生じる収益を収益認識会計基準適用指針第19項に従って認識しているため、収益認識会計基準第80-22項（2）の定めを適用し、注記を省略しています。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	2,609円68銭
1 株当たり当期純利益	460円11銭

1 株当たり純資産額及び1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりです。

連結貸借対照表上の純資産額	1,677,449百万円
普通株式に係る純資産額	1,648,434百万円
普通株式の期末発行済株式数	639,172千株
普通株式の期末自己株式数	7,511千株

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する 当期純利益	305,384百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益	305,384百万円
普通株式の期中平均株式数	663,714千株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本			利 益			剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計			
						圧縮記帳 積 立 金	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	75,457	9,607	0	9,607	9,257	78	428,812	438,148		△7,612	515,601
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当							△69,383	△69,383			△69,383
圧縮記帳積立金の取崩						△11	11	－			－
当 期 純 利 益							211,767	211,767			211,767
自己株式の取得									△166,130		△166,130
自己株式の処分			0	0						238	238
自己株式の消却			△0	△0			△165,455	△165,455	165,455		－
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)											
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△0	△0	－	△11	△23,059	△23,071	△435		△23,507
当 期 末 残 高	75,457	9,607	－	9,607	9,257	66	405,752	415,077	△8,048		492,093

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	11,073	△5,226	2,057	7,904	523,505
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△69,383
圧縮記帳積立金の取崩					－
当 期 純 利 益					211,767
自己株式の取得					△166,130
自己株式の処分					238
自己株式の消却					－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	24	336	△33	327	327
当 期 変 動 額 合 計	24	336	△33	327	△23,179
当 期 末 残 高	11,098	△4,889	2,023	8,231	500,325

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式 : 移動平均法に基づく原価法

②満期保有目的の債券 : 償却原価法

③その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 : 移動平均法に基づく原価法

(2) 棚卸資産 : 移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

①船舶 : 定額法

②その他の有形固定資産 : 定率法

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

: 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

(3) リース資産

①所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

: 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

: リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

：債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しています。

(2) 賞与引当金

：従業員に支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

(3) 役員賞与引当金

：役員に支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

(4) 退職給付引当金

：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しています。

(5) 特別修繕引当金

：船舶の定期検査工事等の支出に備えるため、当事業年度において負担すべき支出見積額を計上しています。

(6) 独占禁止法関連損失引当金

：独占禁止法に関連して提起された損害賠償請求訴訟に係る損失に備えるため、合理的に見積り可能な金額を計上しています。

(7) 株式給付引当金

：役員株式給付規程に基づく取締役、執行役及び執行役員への当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末において対象者に付与されるポイントに対応する当社株式の価額を見積り計上しています。

(8) 傭船契約損失引当金

：貸船料が借船料を下回る契約から生じる可能性のある将来の損失に備えるため、当事業年度末において入手可能な情報に基づき、発生可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて損失見込額を計上しています。

(9) 訴訟損失引当金

：訴訟等に係る損失に備えるため、合理的に見積り可能な金額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。これにより、航海の経過日数に基づいて海運業収益を認識し、対応する海運業費用を計上しています。

5. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。なお、金利スワップ取引のうち特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。また、為替予約取引のうち振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を採用しています。

6. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用処理しています。

7. 船舶建造借入金の支払利息の計上方法

船舶建造借入金の建造期間に係る支払利息については、建造期間が長期にわたる船舶について取得価額に算入しています。

8. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

9. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しています。

会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しています。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

- （1）前事業年度において、「その他営業外費用」に含めて表示していた「資金調達費用」（前事業年度845百万円）は、重要性が増したため、当事業年度より別掲しています。
- （2）前事業年度において、別掲していた「減損損失」（前事業年度1百万円）は、重要性がなくなったため、当事業年度においては「その他特別損失」に含めています。
- （3）前事業年度において、「その他特別損失」に含めていた「関係会社株式評価損」（前事業年度124百万円）は、重要性が増したため、当事業年度より別掲しています。

会計上の見積りに関する注記

収益認識における総航海日数の見積り

当社では、運賃額や見積り期間における重要性から、外航不定期船（製品物流を除く）の収益に係る進捗度を、重要な会計上の見積りとして判断しています。

- （1）当事業年度の計算書類に計上した、当事業年度末までに完了していない航海に係る海運業収益の金額
海運業収益 29,058百万円
- （2）その他の情報
連結注記表の「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

種類

船舶	69,226百万円
投資有価証券	7,856百万円
関係会社株式	61,418百万円
合計	138,501百万円

上記船舶69,226百万円のうち1,579百万円、投資有価証券7,856百万円及び関係会社株式61,418百万円については、関係会社等の船舶設備資金調達の担保目的で差し入れたもので、当事業年度末現在当社の対応債務は存在しません。

担保に係る債務

債務区分

短期借入金	7,688百万円
長期借入金	46,145百万円
合計	53,833百万円

2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	84,450百万円
----------------	-----------

3. 偶発債務

保証債務等

115,800百万円

(保証債務等には保証予約が含まれています。また、他社による再保証額1,677百万円を控除して記載しています。)

追加出資義務等

11,969百万円

上記保証債務等115,800百万円のうち、当社が船舶保有子会社から定期傭船している船舶に係る設備資金の借入等に対するものは、83,029百万円です。

4. 土地再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

「土地の再評価に関する法律」第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。ただし、一部土地については、第2条第2号に定める当該事業用土地の近隣の国土利用計画法施行令第7条第1項第1号イに規定する基準地について同令第9条第1項の規定により判定された標準価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価を行った土地の当事業年度末における時価	
と再評価後の帳簿価額との差額	△653百万円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	30,294百万円
長期金銭債権	26,173百万円
短期金銭債務	108,955百万円
長期金銭債務	284百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	営業収益	100,418百万円
	営業費用	233,228百万円
営業取引以外の取引高		130,656百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	7,355,759株
------	------------

(注) 株式給付信託（BBT）に関する株式会社日本カストディ銀行が所有する自己の株式数につき、当事業年度末6,243,300株は自己株式数に含まれています。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	603百万円
賞与引当金	701百万円
投資有価証券等評価損	1,489百万円
退職給付引当金	187百万円
株式給付引当金	777百万円
減損損失	771百万円
海運業未払金自己否認額	4,458百万円
税務上の繰延資産	1,037百万円
備船契約損失引当金	920百万円
繰延ヘッジ損失	2,107百万円
税務上の繰越欠損金	43,265百万円
その他	1,524百万円
繰延税金資産 小計	57,846百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△36,741百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△9,819百万円
評価性引当額 小計	△46,561百万円
繰延税金資産 合計	11,284百万円
繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	△27百万円
繰延ヘッジ利益	△938百万円
その他有価証券評価差額金	△4,666百万円
その他	△383百万円
繰延税金負債 合計	△6,016百万円
差引：純額（繰延税金資産）	5,268百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っています。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を28.5%から29.6%に変更して計算しています。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は214百万円減少し、法人税等調整額が6百万円増加し、その他有価証券評価差額金が173百万円、繰延ヘッジ損益が34百万円、それぞれ減少しています。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。

(注) なお、当社は2024年5月7日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) を利用し、エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディーより取引前日の2024年5月8日の終値で33,436百万円の自己株式を取得しています。

また、2024年11月5日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) を利用し、エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディーより取引前日の2024年11月6日の終値で29,341百万円の自己株式を取得しています。

2. 子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 金 引 額	科 目	期 末 残 高
子会社	"K" LINE PTE LTD	所有 直接 100%	資金の借入	資金の借入 (注1)	5,035百万円	短期借入金	21,029百万円
				利息の支払 (注1)	1,091百万円	未払費用	239百万円
子会社	川崎近海汽船株式会社	所有 直接 100%	資金の借入	資金の借入 (注1)	4,554百万円	短期借入金	10,921百万円
				利息の支払 (注1)	44百万円	未払費用	-
子会社	OPAL STREAM SHIPPING S.A.	所有 直接 100%	資金の借入	資金の借入 (注1)	8,800百万円	短期借入金	9,129百万円
				利息の支払 (注1)	125百万円	未払費用	-
関連会社	OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD. (注2)	-	備船契約等	配当金の受取	114,004百万円	-	-

(注1) 資金の借入については、当社が当社グループ各社と契約締結しているGCMS (グローバル・キャッシュ・マネージメント・システム) に係るものであり、取引金額は期中の純増減額を記載しています。

また、市場金利を勘案して金利を決定しています。

(注2) OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.は、当社の持分法適用関連会社であるオーシャンネットワークエクスプレスホールディングス株式会社が、その議決権の100%を直接所有している同社の子会社です。

3. 役員及び個人株主等
該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	791円88銭
1 株当たり当期純利益	318円99銭

1 株当たり純資産額及び1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりです。

貸借対照表上の純資産額	500,325百万円
普通株式に係る純資産額	500,325百万円
普通株式の期末発行済株式数	639,172千株
普通株式の期末自己株式数	7,355千株
損益計算書上の当期純利益	211,767百万円
普通株主に帰属しない金額	－
普通株式に係る当期純利益	211,767百万円
普通株式の期中平均株式数	663,871千株

重要な後発事象に関する注記

(関連会社からの剰余金の配当)

1. 当該事象の発生年月日
2025年4月25日

2. 当該事象の内容

当社は、関連会社であるOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.から約619百万米ドル(邦貨約926億円)の配当金を受領します。

なお、当該配当金の受領日は2025年6月16日を予定しています。

3. 当該事象の損益に与える影響額

当該事象に伴い、2026年3月期において受取配当金約926億円を営業外収益に計上します。